

基準3．経営・管理と財務

領域：経営の規模、理事会、ガバナンス、執行体制、財政基盤と収支、会計

基準3－1．経営の規律と誠実性

<基準3－1の視点>

3-1-①経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②使命・目的の実現への継続的努力

**3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に
関連する法令の遵守**

3-1-④環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

(1) 自己判定

- ・基準3－1を満たしている。

(2) 自己判定の理由

3-1-①経営の規律と誠実性の維持の表明

ア．学校法人神野学園寄附行為第3条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」として明確に定めている。

イ．建学の精神については、本学、中日本自動車短期大学、中日本航空専門学校の学園3校が共通して「技術者たる前によき人間たれ」に基盤を置き、本学は更に人間性豊かで高度な専門能力を有する医療技術者を育成するため、「人間性」「国際性」「学際性」を教育目標として具体化し、理解と周知に努めてきた。

ウ．学校法人神野学園「利益相反マネジメントポリシー」「利益相反マネジメント規程」により、対象とされる者が、利益相反を生じることなく学園の使命達成を図れるようにしている。

エ．学校法人神野学園「内部通報に関する規程」を定め、内部通報の処理体制および内部通報者の保護、その他により、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、法人におけるコンプライアンス体制の強化を図っている。

カ．「学校法人神野学園職員就業規則」における第2章「服務規律」において、「服務の基本」「職務上の指示に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「職務に専念する義務」「職場の秩序維持」「金銭授受の禁止」「ハラスメント防止」等を定め、社会的機関としての組織倫理を規定するとともに、第8章「表彰及び懲戒」において、この「服務規律」に反した時の処分を規定している。

キ．学生、職員の個人情報の扱いについては、「学校法人神野学園個人情報保護規程」「学校法人神野学園特定個人情報取扱規規程」を定め、また規程運用組織として「学校法人神野学園個人情報保護委員会規程」及び「岐阜医療科学大学個人情報保護委員会規程」を定めている。なお、平成23年3月10日に全教職員を対象に

- して、外部講師による個人保護研修会を実施した。
- ク. 研究活動の不正を防止するため「研究活動不正行為防止規程」を定め周知している。
- ク. 公的研究費を適正に管理するため「岐阜医療科学大学公的研究費に関する不正防止規程」を定め、また科研費を適正に管理するため「岐阜医療科学大学科研費取扱規程」を定めている。
- ケ. ヒトゲノム・遺伝子解析に関する倫理規程として「学校法人神野学園 ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施倫理規程」及び「岐阜医療科学大学ヒトゲノム・遺伝子解析に関する規程」を定めている。
- コ. 本学研究者が行う人を直接対象とした研究のうち倫理上の問題生じるおそれのある研究について「岐阜医療科学大学人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」を定め、「研究倫理委員会」を設置して、本学の教員等が行う研究が社会的な倫理性を保持しているか審議し、教授会に提案している。
- サ. 本学研究者が行う動物実験について科学的及び動物愛護の観点から適正な実施を図るため「岐阜医療科学大学動物実験規程」を設け誠実に実施している。
- シ. ハラスメント防止については、「学校法人神野学園ハラスメントの防止に関する規程」及び「学校法人神野学園ハラスメント防止対策委員会規則」、「岐阜医療科学大学ハラスメントの防止に関する規程」を定めている。本学教職員に対し、定期的にハラスメント防止に関する研修を実施している。また、本学新規採用教職員に対するハラスメント防止に関する研修、ハラスメント相談員に対する相談実務に関する研修を定期的に実施している。本学教職員に対し、定期的にハラスメント防止に関する研修を実施している。
- ス. 「岐阜医療科学大学個人情報保護委員会」を設置し、個人情報保護に関する活動を行っている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-1-1】学校法人神野学園 利益相反マネジメントポリシー
- 【資料 3-1-2】学校法人神野学園 利益相反規程
- 【資料 3-1-3】学校法人神野学園 内部通報に関する規程
- 【資料 3-1-4】学校法人神野学園 個人情報保護規程
学校法人神野学園特定個人情報取扱規規程
- 【資料 3-1-5】学校法人神野学園 個人情報保護委員会規程
- 【資料 3-1-6】岐阜医療科学大学 個人情報保護委員会規程
- 【資料 3-1-7】岐阜医療科学大学 公的研究費に関する規程
- 【資料 3-1-8】岐阜医療科学大学 科学研究費補助金取扱規程
学校法人神野学園 ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施倫理規程
- 【資料 3-1-9】岐阜医療科学大学ヒトゲノム・遺伝子解析に関する規程
- 【資料 3-1-10】岐阜医療科学大学 研究倫理委員会規程

【資料 3-1-11】岐阜医療科学大学 動物実験規程

【資料 3-1-12】学校法人神野学園 ハラスメント防止に関する規程

【資料 3-1-13】学校法人神野学園 ハラスメント防止対策委員会規程

3-1-②使命・目的の実現への継続的努力

- ア. 学校法人寄附行為第3条を基本に、「技術者たる前によき人間たれ」を建学の精神とし、本学学則第1条に「教育基本法及び学校教育法に基づき、人間の尊重を基本として、豊かな人間性の涵養と保健医療に関する科学分野の教育研究を行い、学术文化の向上に寄与するとともに、地域社会において広く活躍できる人材を育成することを目的とする。」と定め、これを具現化するため「人間性」「国際性」「学際性」を教育目標と定め、内外に周知するとともに実現のための具体的努力を行ってきた。
- イ. 学校目標を具体化するものとして、各学科・専攻科毎の教育目的を定め、これを「岐阜医療科学大学組織運営規程」で明文化、周知を行っている。
- ウ. 教育目標を達成するため、「新カリキュラム検討プロジェクト」を設置し、プロジェクトからの提言に基づき教授会の議を経て平成 23(2010)年度から新カリキュラムをスタートさせた。
- エ. 平成 23(2011)年度より「教育支援センター」を設置し、基礎分野及び国家試験対策関係の教員を配置し、また施設整備を行って基礎教育及び国家試験対策を一層強化した。
- オ. 副学長、各学科長、専攻科長及び学生部長、事務局長で構成する「教育執行部会」を平成 22(2009)年度から設置し、毎週毎に主に教育に係る運営状況の確認と検討、各種教育施策の検討と運用を図っている。
- カ. 学長、副学長、各部科館長そして事務部門の各課長を含めた「部科長会」を原則月 1 回開催し、教員と事務員の間で、業務遂行及び運営検討、議論を行なっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-15】岐阜医療科学大学 組織運営規程 【資料 1-1-2 に同じ】

【資料 3-1-16】岐阜医療科学大学 部科長会規程

3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- ア. 本学は平成 18(2006)年度に短期大学を改組して 4 年制大学となったが、事前に文部科学省大学設置室と念入りに協議を重ね、大学設置基準を遵守し設置を認可された。その後の完成年度である平成 21(2009)年度までの A.C (アフターケア期間)においても、教員変更申請或いはカリキュラム変更に伴う学則変更、緊急な設備工事における予算変更承認申請等を怠りなく実施した。その結果、設置履行状況調査においても大きな指摘なく完成年度を終えることができた。

- イ. また、本学は「看護学科」「放射線技術学科」「助产学専攻科」は文部科学大臣指定の「保健師看護師養成学校」「診療放射線技師養成学校」「助産師養成学校」とする必要があったことから、これも大学認可時に同時に申請を行い、指定を受けることができた。なお、本学「臨床検査学科」は指定学校ではないが、臨床検査技師指定学校に関連する規則に則り運営している。
- ウ. 完成年度後についても、看護学科、放射線技術学科は教育課程に変更に係る学則変更或いは実習施設の変更等に際し、文部科学大臣の認可が必要なことから、これを確実に履行している。また、臨床検査学科についてもカリキュラム変更においては臨床検査技師試験受験資格の取得において、事前に厚生労働省との協議が必要なことからこれを履行している。
- エ. また、上述の学則変更に際しては、文部科学省大学設置室への届出等も必要なことからこれを滞りなく履行している。
- オ. その他、完成年度の教員採用等、届出や許可申請の有無に関わらず、法令等の遵守に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-17】別表 1-2-②-1 法令等の遵守状況【資料 1-2-4 と同じ】

3-1-④環境保全、人権、安全への配慮

- ア. 人権への配慮については、3-1-①で述べたとおり、「学校法人神野学園ハラスメントの防止に関する規程」、「学校法人神野学園ハラスメント防止委員会規則」、「岐阜医療科学大学ハラスメントの防止に関する規程」及び「学校法人神野学園個人情報保護規程」、「学校法人神野学園個人情報保護委員会規程」、「岐阜医療科学大学個人情報保護委員会規程」等により推進している。
- イ. 危機管理について、安全管理ばかりでなく、人的危機、財産危機、信用失墜危機、賠償責任危機、収入減収危機等に対応する「岐阜医療科学大学危機管理規程」を定め運用している。
- ウ. 職場や学生の安全衛生管理については、下記のとおり対応している。
- ①職場の労働災害及び健康障害を防止し、教職員の安全及び健康を確保するため、「岐阜医療科学大学安全衛生管理規程」を定め運用している。本規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者である学長を委員長とする「岐阜医療科学大学安全衛生委員会」を組織し、安全衛生管理計画の立案、実行にあたっている。
- ②学生の健康保健活動を充実するため平成 24(2012)年度より「保健管理センター」を設置した。医師資格を持つ教員をセンター長とし保健師が常駐して、日常の学生の健康管理活動及び予防接種や疾病の予防活動等にあたっている。
- エ. 防火・防災管理については、下記のとおり対応している。
- ①「岐阜医療科学大学防災基本規程」及び「岐阜医療科学大学防火管理規程」を定め運用している。
- ②「災害対策マニュアル」を作成し、教職員及び学生に配布するとともに、年 1

回全学で地震発生を想定した避難訓練を行っている。平成 27(2015)年度は 4月 21 日に全教職員、全学生を対象に実施した。平成 22(2010)年度訓練において、校内緊急放送が一部で聞こえない教室があることが発覚したため、緊急対策工事を行った。また、暴風警報や大規模地震時の安全確保のため「岐阜医療科学大学 警報等発令の場合の休講措置に関する規程」を定め運用している。

③構内に女子寮「清心寮」を設置していることから、毎年、清心寮で関市消防署の指導による防火訓練を実施しており、平成 27(2015)年度は平成 27 年 10 月 17 日に実施した。

オ. 学生の交通事故防止のため下記のような取組を行っている。

①「岐阜医療科学大学自動車通学に関する規程」及び「岐阜医療科学大学二輪車通学に関する規程」を定め、学生便覧に記載し周知に努めている。

②毎年 6 月に自動二輪又は原動機付自転車で通学する学生を対象に「二輪車実技講習会」を実施している。

カ. 学生の実験実習中の事故防止のため「岐阜医療科学大学実験実習規程」を定め 担当教員から指導している。

キ. 学生の教育研究中及び通学中の事故補償のため、賠償責任保険に保健科学部・助産学専攻科ともに一部大学負担により、全学生が WILL 保険に加入している。

ク. 放射線を扱う学科を持っていることから、「岐阜医療科学大学放射線障害予防規程」「岐阜医療科学大学放射線安全委員会規程」を定め、それに基づく委員会を設置して活動するとともに、施設点検等の安全管理を行っている。

ケ. 薬品安全管理については、「岐阜医療科学大学薬品安全管理・廃棄物処理要領」を定め安全管理を行っている。また「岐阜医療科学大学薬品安全管理・廃棄物処理委員会規程」を定め委員会を設置し、薬品管理状況、廃棄処理状況等のチェック及び指導を行っている。

コ. 「岐阜医療科学大学動物実験規程」に基づき、動物実験に伴う安全管理を図っている。

サ. 緊急時の連絡方法について

①教職員については、緊急連絡網を設定し配布している。

②学生に対しては、携帯電話に転送可能なポータルサイトを整備し、一斉や条件を指定した対象に緊急連絡ができるようにしている。

シ. 情報システムの安全を維持するため「岐阜医療科学大学学内教育研究ネットワーク利用規程」を定め、IP アドレスの管理や学内ネットワークの不正利用の防止を図っている。

また、USB メモリーからのウイルス感染を防止するため、新入学生や新入教職員を筆頭にウイルス対応機能付き USB メモリーの販売斡旋の実施、学内での USB メモリー使用手順の制定、学生便覧へ「USB メモリーの取り扱いについて」の事項を追加するなどを行い、大学全体で取り組みを実施。結果として、ほぼ

- 100%の指定 USB メモリーの所有、使用されている環境を維持できている。
- ス. 科学研究費補助金の適正な管理を行うため「岐阜医療科学大学 科研費取扱規程」を、また公的研究費を適正に管理し不正を防止するため「岐阜医療科学大学 公的研究費に関する不正防止規程」を定め、運用している。
- セ. 不正防止対応
- ①入学試験成績(学内・センター試験)、受験者調査書等は入試広報課が鍵のかかる別室で処理作業を行い、書類保管している。また、合否判定を行う入試委員会委員は公表されていない。
 - ②成績管理及び個人情報管理について、成績データ管理を行う学務システムは、事務局学生課のみアクセスが可能であり、書類データは鍵のかかる保管庫に厳重保存されている。入学から卒業までの一連の学生個人情報は、平成 22(2010)年度より整備した学務システムにより一元的に管理され、事務局内において、各課必要データにのみアクセス可能となっている。
 - ③会計の不正を未然に防ぐことができるよう「学校法人神野学園経理規程」において経理基準を定めている。この経理基準に基づいて適切な会計管理がなされているかについては、「学校法人神野学園内部監査規程」を定め、各学校における会計について年度に 1 回内部監査を行うことにより絶えず検証を行っている。また、内部監査とは別に行う公認会計士による監査を通じて、より正確な会計管理を期して助言を求め、事務処理の方法等を改善している。
- 資産運用については、「学校法人神野学園資産運用規程」において運用規則を定めている。この規則に基づき、元本の保全を原則とした健全な資産運用を行っており、年度終了後には理事会に運用結果を報告している。
- ソ. 学生のメンタルケアに対しては「学生相談室」を設け、相談日を設定して本学専任の心理カウンセラーによる相談を行っている。また、平成 23(2011)年 3 月 18 日に「FD・SD 研修」の一環として全教職員を対象に外部心理療法士による「学生の精神ケア」講習会を行った。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-1-18】岐阜医療科学大学 危機管理規程
- 【資料 3-1-19】岐阜医療科学大学 安全衛生管理規程
- 【資料 3-1-20】岐阜医療科学大学 防災基本規程
- 【資料 3-1-21】岐阜医療科学大学 防火管理規程
- 【資料 3-1-22】災害対策マニュアル
- 【資料 3-1-23】岐阜医療科学大学 自動車通学に関する規程
- 【資料 3-1-24】岐阜医療科学大学 二輪車通学に関する規程
- 【資料 3-1-25】岐阜医療科学大学 実験実習規程
- 【資料 3-1-26】岐阜医療科学大学 放射線障害予防規程
- 【資料 3-1-27】岐阜医療科学大学 放射線安全委員会規程

- 【資料 3-1-28】岐阜医療科学大学 薬品安全管理・廃棄物処理要領
- 【資料 3-1-29】岐阜医療科学大学 薬品安全管理・廃棄物処理委員会規程
- 【資料 3-1-30】岐阜医療科学大学 動物実験規程
- 【資料 3-1-31】緊急連絡網例
- 【資料 3-1-32】岐阜医療科学大学 学内教育研究ネットワーク利用規程
- 【資料 3-1-33】岐阜医療科学大学 科学研究費補助金取扱規程【資料 3-1-8 に同じ】
- 【資料 3-1-34】岐阜医療科学大学 公的研究費に関する不正防止規程【資料 3-1-8 に同じ】
- 【資料 3-1-35】学校法人神野学園 経理規程抜粋
- 【資料 3-1-36】学校法人神野学園 資産運用規程抜粋
- 【資料 3-1-37】学校法人神野学園 内部監査規程

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

ア. 教育・研究情報の公表

- ①「学則」第3条において、「本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を公開するものとする。」と定め、実施している。
- ②「岐阜医療科学大学紀要編集規程」及び「岐阜医療科学大学紀要委員会規程」を定め毎年度、紀要原稿を収集、発行している。平成27(2015)年度は投稿数15編にて発刊し全国416の施設に発送した。
- ③教員の教育研究業績及び主な学術論文・著書等は、本学ホームページにおいて、教員紹介として公開している。
- ④本学全教員の「教育研究及び社会活動の成果」については、担当授業への工夫、学生の成績概要及び出席状況、研究テーマ及び社会活動について「教育研究活動の自己点検」してまとめており、学内公開をしている。
- ⑤教員の研究成果は本学紀要を含めて学協会の専門誌、国際会議、国内外学会等において研究成果を発表し、国内外への発信に努めている。

イ. 財務情報の公表

- ①財務情報は学園のホームページに掲載して公開している。公開している書類は、財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監査報告書である。学校法人の会計についての説明の他、収支計算書については、過去5年間の実績や主要な財務比率を掲載して閲覧者の理解を助けるよう努めている。
- ②ホームページに公開する他、「学校法人神野学園書類閲覧規程」を定めて、所定の手続きを行えば誰でも財務情報を閲覧できるよう、大学図書館に必要な書類を備え付けている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-38】岐阜医療科学大学 紀要編集規程

【資料 3-1-39】岐阜医療科学大学 紀要委員会規程

【資料 3-1-40】学校法人神野学園 書類閲覧規程

(3) 改善・向上方策（将来計画）

- ア. 今後も組織倫理体制を維持するとともに、個人情報保護ニーズに高まりやハラスメント範囲の拡大、公的研究費の透明性の増大等新たな社会ニーズに応えるよう見直しを行っていく。
- イ. 大学の使命・目的の実現について、常に社会動向等を把握しながら継続努力していく。
- ウ. 本学を取り巻く法令等について、常に最新情報を得ながら遵守していく。また、改組等の検討にあたっては、文部科学省等との事前相談を綿密に行っていく。
- エ. 今後も防災訓練を継続して行い、また「災害対策マニュアル」の見直しを進め、防災意識を高めていく。
- オ. 従来規程化されていなかった危機管理に関し、平成 23(2011)年 4 月 1 日付けて「岐阜医療科学大学危機管理規程」「岐阜医療科学大学防災基本規程」「岐阜医療科学大学防火管理規程」の規程化を行った。今後、「災害対策マニュアル」の改訂と併せ、実情にあわせて見直しを行っていく。
- カ. 情報管理システムの危機管理対応として、平成 23(2011)年度より学内パソコンにおいては、ウイルスチェック機能付 USB メモリー以外は原則使用不可としている。また学生へ対応 USB メモリーの販売斡旋、教職員に対し学内に於いての USB メモリー使用について利用案内を行っている。
また情報処理センター内の情報機器についての情報整理を行い、「情報センターマニュアル」を作成し、緊急・災害時に情報機器の対応が出来るよう対策した。
- キ. 今後も会計管理等について内部牽制体制を強化し、不正が発生しないようしていく。
- ク. 学生の気質も変化していることから、メンタルケアに関しての啓蒙活動を継続していく。

基準 3－2. 理事会の機能

＜基準 3－2 の視点＞

3-2-①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 自己判定

- ・基準 3－2 を満たしている。

(2) 自己判定の理由

3-2-①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ア. 法人の管理運営機関として、議決機関である「理事会」、諮問機関である「評議員会」を設置している。
- イ. 「理事会」は寄附行為に基づき適切に運営している。
- ウ. 「理事会」は原則として年 6 回開催し、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。なお、「理事会」は、年 6 回の開催のほかに、必要に応じて臨時に開催することがある。
- エ. 法人に、理事 7 人ないし 9 人(現在数 7 人)及び監事 2 人を置き、理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任している。
- オ. 理事長は、「学校法人神野学園寄附行為」の規定に基づき、この法人を代表し、その業務を総理する。
- カ. 監事は、学校法人の業務及び財産の状況を監査し、その業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、「理事会」及び「評議員会」に提出することとなっている。また、監事は、監査法人による会計監査の際には、毎回立ち会うとともに、業務の監査に当たり、常に「理事会」に出席している。
- キ. 「評議員会」は、原則として毎年 5 月、12 月及び 3 月に開催するほか、必要に応じて開催することがある。理事長においては、「学校法人神野学園寄附行為第 20 条」に規定する各事項について、あらかじめ「評議員会」に意見を聞くこととなっている。また、理事長は、毎年会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を「評議員会」に報告し、その意見を求めなければならないこととしている。
- ク. 法人経営をめぐる厳しい社会・経済環境に対応するとともに、法人規模を考慮し、機動的な学校運営を行い速やかな意思決定を行うよう理事及び評議員の定数の見直しを行い、平成 26 年 2 月 14 日開催の評議員会、理事会にて承認され、平成 26 年 4 月 1 日より施行した。平成 27 (2015) 年度の理事会における理事の出席率は 95.9% であり、適切に運営された。
- ケ. 法人役員の選任は、「学校法人神野学園寄附行為」に次のとおり規定している。
- ・理事は、7 人ないし 9 人(「学校法人神野学園寄附行為第 5 条」)と規定されており、その選任については、「学校法人神野学園寄附行為第 6 条」に次のとおり規定されている。
 - ・第 1 号理事 学長又は校長 3 人
 - ・第 2 号理事 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人ないし 3 人
 - ・第 3 号理事 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2 人ないし 3 人
- 平成 28(2016) 年 5 月 1 日現在の現員は 7 人であり、任期(「学校法人神野学園寄附行為第 8 条」)は、第 1 号理事「学長又は校長」を除き 4 年となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-41】平成 27(2015) 年度理事会開催状況

【資料 3-1-42】平成 27(2015) 年度評議員会開催状況

【資料 3-1-43】平成 27(2015) 年度理事会出席状況

【資料 3-1-44】平成 27(2015)年度評議員会出席状況

【資料 3-1-44】平成 27(2015)年度評議員会出席状況

(3) 改善・向上方策（将来計画）

- 今後も、各種規程・手続きに則り、すべての事項の適切な管理運営を進めていく。

基準 3－3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

<基準 3－3 の視点>

3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップの発揮

(1) 自己判定

- 基準 3－3 を満たしている。

(2) 自己判定の理由

3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

ア. 本学は原則として月 1 回、学長をはじめ、本学に所属する教授及び事務局長で構成される「教授会」を開催し大学全体の意思決定を行っている。「教授会」は平成 27(2015)年度「定例」と「臨時」を合わせて 21 回開催された。「教授会」では、「学科会議」や各種委員会で議論された事項の審議決定がなされ、また各種委員会の審議状況の報告がなされている。「教授会」で決定された内容は「学科会議」、各種委員会を通じ教職員に周知、実行されている。

イ. 学長、副学長、各部科館長そして事務部門の各課長を含めた「部科長会」を原則月 1 回開催し、教員と事務員の間で、業務遂行及び運営検討、議論を行なっている。「部科長会」は平成 27(2015)年度 11 回開催され、各部署がコンセンサスを持って学校行事を遂行する役目をはたしている。

カ. 3 学科及び専攻科では所属する教員の全員参加による「学科会議」「専攻科会議」を月 1 回以上開催し、学生の修学状況等の情報交換と指導、教育研究そして運営に関する事項等を議論、「教授会」へ上申している。細部に亘る情報交換によりきめ細かな学生指導につなげている。

エ. 「将来検討委員会」をはじめとする 23 の委員会には 3 学科、専攻科及び事務局より選任された委員が参加しており、学科の状況が委員会での議論に反映されている。委員会で議論された内容は「教授会」、「部科長会」、「学科会議」で報告され、検討が必要な事項は「教授会」において議論決定を経て実行に移される。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-45】岐阜医療科学大学 教授会規程

【資料 3-1-46】岐阜医療科学大学 部科長会規程 【資料 3-1-16 と同じ】

【資料 3-4-47】岐阜医療科学大学 学科・専攻科会議規程

3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップの発揮

- ア. 大学の意思決定は学長が行っている。「教授会規程」及び「教育研究に関する重要事項について（学長裁定）」において、学長が決定するにあたり教授会に意見を聴く事項が規定されており、専門性を有した教授会において審議され、学長に対し意見が述べられる。
- イ. 各種委員会は適宜開催され、学長及び各委員長、委員から付議された事項の審議を行っている。また、各学科から選出、任命された教員が委員として参画しており、問題点や各学科の要望について十分審議し、全学的な方向の調整をしながら進めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-48】岐阜医療科学大学 教授会規程 【資料 3-1-45 に同じ】

(3) 改善・向上方策（将来計画）

- ア. 教授会を最高の意思決定組織とする本学の組織は適切に設置され機能している。が、更に迅速な意思決定を強化するため平成 24 年度に「教育執行部」を設置した。全学に関わる重大な事項は、本執行部で審議され、必要に応じ「教授会」に上申実行される。
- イ. 今後も教職員のベクトルを一致させ迅速な行動を図るべく、「教育執行部」、「教授会」「各種委員会」等の活動を活発化、強化していく。

基準 3－4. コミュニケーションとガバナンス

<基準 3－4 の視点>

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思の円滑化

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営

(1) 自己判定

- ・基準 3－4 を満たしている。

(2) 自己判定の理由

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思の円滑化

- ア. 設置者は学校運営に関わる基本事項、財務、人事、施設整備等について「理事会」で審議し、学校は教育、研究、その他教育活動等につき「教授会」等にて審議を行

いそれぞれ執行している。このように管理部門と教学部門は区分されではいるが、それぞれの部門の審議事項が乖離する事がないよう、理事である学長が日頃収集した情報を「理事会」に反映させている。また副学長が評議員であり、「学校法人神野学園寄附行為第20条」に規定する各事項について、「評議員会」で意見を聞き、毎年会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績について報告をうけ、その意見を述べている。

イ. 学部長及び幹部職員は、「教授会」等の重要な教学会議に出席し、意見を述べると共に教員の生の意見も聴取し、学内の管理部門と教学部門が乖離する事がないように努めている。

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

ア. 学長は神野学園の理事も務めており、また、副学長が評議員となっていることから、管理部門と教学部門、教学部門と事務部門との連携は適切になされている。

イ. 「理事会」は、役職者の選任、予算編成・事業計画の策定・改廃等について、「教授会」の意見を十分に踏まえた上で審議に臨んでおり、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営

ア. 監事は、2人(「学校法人神野学園寄附行為第5条」と定められており、その選任は「学校法人神野学園寄附行為第7条」に「この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ)又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定されている。

平成28(2016)年5月1日現在の現員は、2人であり、任期(「学校法人神野学園寄附行為第8条」)は4年となっている。

イ. 監事の理事会への出席状況は平成27(2015)年度、57%であった。出席状況が低い理由としては、1名の監事が業務上の要職についていたことに起因しているが、要職の任期は平成27年度限りであり、平成28年度の理事会出席について支障はない旨報告を受けている。なお、2名のうち1名は7回の理事会に全て出席している。

ウ. 評議員は、15人ないし19人(「学校法人神野学園寄附行為第18条」と定められており、その選任については、「学校法人神野学園寄附行為第22条」に次のとおり規定されている。

第1号評議員 理事会において選任された理事 2人ないし3人

第2号評議員 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人ないし4人

第3号評議員 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから、理事会において選任した者 1人ないし2人

第4号評議員 学識経験者のうちから理事会において選任した者 9人ないし10人

平成28(2016)年5月1日現在の現員は、17人であり、任期(「学校法人神野学園寄附行為第23条」)は4年となっている。

- エ. 教職員の提案等については、学内に1名の評議員、理事長も兼ねる学長から管理部門に伝えられ運営の改善に反映している。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-49】平成27(2015)年度理事会出席状況【資料3-1-43と同じ】

(3) 改善・向上方策(将来計画)

- 現行の管理運営体制は特に問題がないと考えているが、医療系大学を取り巻く環境は大きく変化しており、タイムリーな管理運営施策がとれるよう配慮していく。

基準3-5. 業務執行体制の機能性

<基準3-5の視点>

3-5-①権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による

業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 自己判定

- 基準3-5を満たしている。

(2) 自己判定の理由

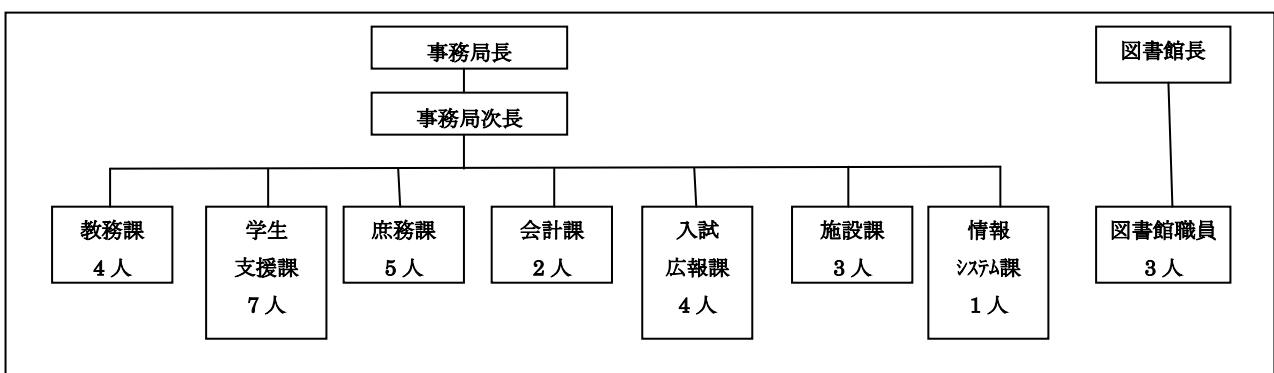
3-5-①権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による

業務の効果的な執行体制の確保

- ア. 職員組織は、「岐阜医療科学大学学則第47条」を基本として、本学の教育目的を達成するために適切に配置されている(図3-5-①-1事務職員配置図)。

図3-5-①-1 「事務職員配置図」

(平成28年5月1日現在)



※派遣職員含む

- イ. 上表以外に校内清掃、正門警備員(交通指導員)、食堂・売店職員について業者委

託している

ウ. 「学校法人神野学園職員就業規則第2章」の「服務の基本」条文の中で、「すべて職員は、建学の精神に則り学園の教育理想達成に努力する」としており、これを達成するための人材配置を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-50】学則 第9章教職員組織第47条（7ページ）【資料F-3と同じ】

3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

・表3-5-1-①のとおり、事務局長を事務職トップとし、各課を配している。なお、学生課には教員から学生部長、入試広報課には教員から入試広報部長を配している。

3-5-③職員の資質・能力向上の機会の用意

ア. 「FD・SD研修会」（平成27(2015)年度は2回実施）に参加し教員と共に最新の教育スキルや学生のメンタルケアなどを学んでいる。

イ. 神野学園全職員を対象とし、職務遂行能力向上をテーマとしたSD研修会を計3回開催した。（管理層対象：2回、一般層対象：1回）

ウ. 日本私立大学協会、岐阜県私立大学協会主催の各種研修会等に担当部門の事務職員を出席させ、研修をしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-51】平成27(2015)年度学園研修会案内

(3) 改善・向上方策（将来計画）

ア. 今後も引き続き、本学の「教育目標」を達成する観点から組織体制を見直し、また各部署で業務内容を精査しながら、最適と思われる組織運営を行っていく。

イ. 職員の採用・昇任・異動についても「教育目標」の達成を目的とし、また職員の能力向上やキャリアアップ等も勘案しながら、適切に実施していく。

ウ. 医療系大学においても、大学を取り巻く環境は厳しくなっており、生き残りを賭けた熾烈な大学間競争となっている。このため個々の職員に求められる資質・能力は益々高くなっている。今後も研修会等の充実やOn the Job Trainingを活用し職員の能力向上を図っていく

基準3－6. 財政基盤と収支

＜基準3－6の視点＞

3-6-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 自己判定

- ・基準3－6を満たしている。

(2) 自己判定の理由

3-6-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

ア. 平成26年度に中期経営計画を策定した。この計画の対象期間は、平成26年度から平成30年度までの5ヵ年である。計画策定からこれまでに2年が経過したが、計画はほぼ達成できている。今後も適切な財務運営の確立を目指し、計画と実績の比較検証を行う。

イ. 本学においては、設備投資予算については必ず5ヶ年計画と併せ各学科、専攻科で作成し、単年度計画、中期計画ともに学園本部と調整を行っている。

3-6-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

ア. 本学は、完成年度以後毎年度安定して十分な収支差額を計上している。(表3－6－②－1参照)

表3－6－②－1 事業活動収支の推移（岐阜医療科学大学）

岐阜医療科学大学						(単位：千円)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
教育活動収入	1,962,746	1,987,537	1,972,084	1,968,095	1,935,195	
教育活動支出	1,367,384	1,333,886	1,465,870	1,509,630	1,514,944	
教育活動収支差額	595,362	653,651	506,214	458,465	420,251	
教育活動外収支差額	▲ 6,366	▲ 5,901	▲ 3,443	568	2,115	
経常収支差額	588,996	647,750	502,771	459,033	422,366	
特別収支差額	▲ 16,452	34,776	42,790	4,996	16,756	
基本金組入前 当年度収支差額	572,544	682,526	545,561	464,029	439,122	

イ. 法人全体でも、臨時かつ高額な支出を計上した年度を除き、過去5年間安定した収支バランスを保っている。(表3－6－②－2参照)

表3－6－②－2 事業活動収支の推移（学校法人神野学園 合計）

学校法人神野学園 合計						(単位：千円)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
教育活動収入	3,859,834	3,787,116	3,720,526	3,704,242	3,677,993	
教育活動支出	3,456,183	3,471,103	3,758,417	3,449,265	3,640,544	
教育活動収支差額	403,651	316,013	▲ 37,891	254,977	37,449	
教育活動外収支差額	▲ 5,242	▲ 3,857	4,114	11,297	11,260	
経常収支差額	398,409	312,156	▲ 33,777	266,274	48,709	
特別収支差額	▲ 59,007	▲ 54,239	45,168	783	▲ 31,552	
基本金組入前 当年度収支差額	339,402	257,917	11,391	267,057	17,157	

ウ. 教育研究環境の充実のため、私立大学等経常費補助金、私立大学等研究設備整備費等補助金、寄付金、科学研究費補助金等の獲得に努めている。

<平成 27(2015)年度実績>

- ・私立大学等経常費補助金 104,641 千円
- ・私立学校施設整備費補助金 2 件 13,608 千円
- ・寄付金 7,776 千円
- ・科学研究費助成事業は学内説明会を実施し積極的に応募しており、平成 26(2014)年度は 9 件で 11,100 千円の採択があった。

エ. その他、外部資金として、資産運用収入、事業収入等がある。

<平成 27(2015)年度実績>

- ・「学校法人神野学園資産運用規程」に基づき元本償還の確実性が高い商品で資産を運用している。平成 27 年度の受取利息・配当金収入は 9,706 千円であった。
- ・主な事業収入は、学生寮の寮費等収入(25,644 千円)である。平成 27 年度から学生サービスの一環として通学バスを無償化した。このため、乗車券販売収入(平成 26 年度実績 11,904 千円)が無くなった。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-52】学校法人神野学園 資産運用規程抜粋 【資料 3-1-36 に同じ】

(3) 改善・向上方策（将来計画）

ア. 近年、看護学部をはじめとする医療資格系学部は、他の学部と比較して安定した志願者数を確保している。本学でも、これまで入学者を順調に確保することができたが、同系校との競合を考えると決して楽観できる状況ではない。

今後、校舎増築等の大規模な施設設備投資を検討しており、支出が増加する見込みであるが、中期経営計画を基礎として適正な収支差額を確保できるように努める。

イ. 本学では、収支バランスを確保しつつ、教育研究経費比率を増加させることが課題であると考えている(本学 : 21.4%、保健系単一学部 43 校の平均 : 27.3%)。

平成 23 年度に 18.4% であった本学の教育研究経費比率は、平成 27 年度には 21.4% まで増加したが、今後もさらに比率を上げ、教育研究環境の充実を図る。

教育研究経費比率の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収入 (千円)	1, 966, 339	1, 990, 559	1, 974, 761	1, 971, 390	1, 939, 618
教育研究経費 (千円)	361, 995	341, 780	364, 418	406, 957	416, 930
教育研究経費比率	18. 4%	17. 1%	18. 4%	20. 6%	21. 4%

ウ. 法人全体では、本学を中心に経営基盤を固め、定員割れが続いている中日本自動車短期大学を縮小均衡させることで収支の改善を図る。

エ. 今後大学を発展させるにあたって外部資金の獲得は極めて重要であると考えております、該当案件については私立学校施設整備費補助金等へ応募していく。また、説明会を充実するなどして科学研究費補助金の応募を増加させる。

オ. 資産運用は、今後も「学校法人神野学園資産運用規程」を順守し、安全確実な運

用を行う。

基準3－7. 会計

＜基準3－7の視点＞

3-7-①会計処理の適正な実施

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 自己判定

- ・基準3－7を満たしている。

(2) 自己判定の理由

3-7-①会計処理の適正な実施

- ・本法人では、学校法人会計基準の他、法人で定めた「学校法人神野学園経理規程」及び「学校法人神野学園経理規程施行細則」に基づいて適切に会計処理を行っている。予算に関しては、毎年12月に法人本部から示達される翌年度予算編成方針に基づき、学内編成方針を定め各部署から予算提出を求める。ただし、大規模な設備投資や修繕案件については中期設備投資計画を考慮しながら、要職者会議等で予め審議され、また各学科において実習用設備等が検討され、事務局にて集約の後に法人本部理事と調整を行う。提出された予算は大学の事務局会計課にて集約される。集約結果について、大学事務局長が検討を行い必要に応じて各部署に見直しを指示する。こうして、まとめられた予算は法人に提出され、法人としての調整の後に、「理事会」及び「評議員会」の承認を経て事業計画・予算が成立する。予算執行に関しては各種手続き規程を遵守し、日々各部署から出される伝票を会計課で集約し、入力処理及び支払い手続きを行う。入力処理された日々のデータは法人経理課で最終集計される。この会計処理システムについては、大学会計課と法人経理課がオンライン化されており、資金管理を含め学園全体の中で適切に運用されている。なお、会計処理にあたり疑義が生じた事項については、隨時公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に問い合わせるなどして会計処理の正確を期している。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-53】学校法人神野学園 経理規程抜粋【資料3-1-35と同じ】

【資料3-1-54】学校法人神野学園 経理規程施行細則抜粋

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・会計監査は公認会計士5人(内1人は「監査意見表明のための委託審査要領(平成20(2008)年10月17日 日本公認会計士協会)」に基づく審査担当員)及び、監事2人により行われている。平成27(2015)年度決算に係る会計監査は、公認会計士が平成27(2015)年10月～平成28(2016)年5月までの期間中、延べ34日間実施している。平成28(2015)年5月16日、23日には監事が会計監査に立会い、会計監査の状況につき公認会計士から監査意見等を聴取した。また、「学校法人神野学園内部監査規程」を定め、学校及び法人の職員を監査人とし、学校と法人の会計監査にあたらせている。この監査

記録は、「理事会」及び公認会計士にも報告され、能率的な公認会計士監査の一翼を担っている。監事は常勤ではないが法律と会計の有資格者である。監事は「理事会」のみならず「評議員会」にも出席し、幅広い意見を述べることにより、法人の健全な運営に大きな役割を果たしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-55】学校法人神野学園 内部監査規程 【資料 3-1-37 と同じ】

【資料 3-1-56】平成 26(2014)年度理事会出席状況 【資料 3-1-43 と同じ】

(3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・監事監査、公認会計士監査、内部監査の 3 つの監査をより機能的に連携させて、さらに効率的で効果的な監査体制を構築する。

基準 3 全体

i) 自己評価

- ア. 高い公共性を有する機関としての組織倫理する主要な学内規程が定められ、適切に運用している。
- イ. 学校教育法、私立学校法など法令と「学校法人神野学園寄附行為」に基づき、全ての業務が整然と執行されている。
- ウ. 地震、風水害、火事等に対する防災対策や通学、実験・実習中の事故防止に関する安全管理、公的研究費や会計、個人データへの不正防止対策、情報システムへの安全対策 等危機管理体制を整え適切に運用している。また、教職員緊急連絡網や学生への緊急連絡システムも整備し運用している。
- エ. ホームページや紀要において教育研究成果の公表に努めており、また各教員は各種学会、研究会、研修会等に積極的に参加し研究成果を公表している。
- カ. 学校法人の管理運営については、「理事会」及び「評議員会」が寄附行為の定めるところにより、適切に職務が執行されている。
- キ. 本学の教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、専攻科等の教育研究組織は適切な規模、構成を有している。大学設置基準のみならず、看護師、保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師養成に関しては各養成所指定規則に則り、また病院実習等を効果的に行うため学生規模、教員数は適正である。
- ク. 各学科は保健科学部として有機的に連携され、各種委員会、「教授会」を通じて相互に関連性を保っている。
- ケ. 教学に関する意思決定は、「学科会議」、各種委員会、「部科長会」で審議、「教授会」に上申され、また、「授業評価アンケート」や担任との日々の接触等により学生の要求に対応している。
- コ. 本学の「教育目標」達成のため、職員組織は適切に編成され、また適正な人員が配置されている。
- サ. 職員の採用・昇任・異動については、「学校法人神野学園職員就業規則」並びに

「学校法人神野学園 任免（人事異動）の手続き等に関する手引き」に基づき適切に実施されている。

シ. 職員の昇任については、「学校法人神野学園人事評価規程」による人事評価を基礎として実施され、職員のモチベーションの向上に寄与している。

ス. 学内研修や最新の専門的知識習得のための学外研修に職員を積極的に参加させている。また能力評価及び上司との面談を通じ、個々の職員の能力開発につなげるよう配慮している。

セ. 教育研究支援のための事務体制は、組織体制並びに運営能力の両面から適切に機能している。

ソ. 各課の連携も、「部科長会」等を通じ学内諸問題を共通認識することで適切に行われている。

タ. 平成18（2006）年度の開学以来、本学の学生募集は順調に推移している。安定した収入の確保に裏付けられ、本学の経営基盤は健全であると考えている。

チ. 本学の教育研究経費比率は、同系の学部を設置する大学と比較して低い。これを課題として捉え、計画的に教育研究経費を増加させるよう取り組んだ。結果として、決して十分とはいえないが着実に教育研究経費が増加している。

ツ. 教育研究環境充実のため、外部資金を獲得できるよう積極的な取り組みを実践する。また、資産運用に関しては安全確実な運用を行っている。

テ. 各種規程の整備や内部監査の実施により、適切な会計処理が実施できる体制が構築され実行されている。更に、公認会計士及び監事による会計監査は適切に行われており、監査の結果指摘された不備等は随時改善している。